



COVID-19

インドネシア政府の対応策

KPMG Indonesia | Clients & Markets

2020年4月





インドネシア (1/3)

概要

2020年3月31日、インドネシア大統領は、新型コロナウイルス対策における国家財政政策と金融システムの安定化に関する代替政令（Perppu）2020年第1号に署名し、405兆1千億ルピアの経済政策を発表した。同時に、インドネシア政府は特定地域／領域隔離のための大規模な社会的制限（PSBB）と実施要綱に関する政令を発効した。

経済政策

2020年3月31日、インドネシア政府は、2020年国家予算において405兆1千億ルピアの新型コロナウイルス感染症の対策支出を発表した。財政赤字は対国内総生産（GDP）比で5.07%に上昇すると予測されており、財政赤字政策の緩和は3年間（2020、2021、2022年）の期限付きで適用される。

分類	予算	配賦
保健部門	75兆ルピア	-検査キットや人工呼吸器といった医療機器購入 -医師や看護師といった医療従事者への報償 -社会保障機関（BPJS健康保険）掛金への補助金
社会保護部門	110兆ルピア	-「希望家族プログラム（PKH）」受給者1,000万世帯、「主食プログラム」受給者2,000万世帯を優遇 -560万人の解雇者、非正規雇用者、中小企業主を十分に救済すべく、「就労前カードプログラム」の予算を10兆ルピアから20兆ルピアに引き上げ -電気料金の無償化（月額契約容量450KVaの2,400万世帯、900KVaの700万世帯が対象） -低価格住宅支援（住宅補助プログラムにおける新居17万5千軒を対象に融資枠1.5兆ルピア） -社会インフラの基盤となる物流支援等（25兆ルピア）
税制優遇	70.1兆ルピア	-製造部門に従事する年収2億ルピア以下の従業員の個人所得源泉税は6カ月間免除される -輸入前払法人所得税の支払いにつき、19の製造部門で6カ月間猶予される -19の製造部門においてVATの払い戻しの加速化 -法人税率が25%から22%へ引き下げられる (詳しくは「税制措置」を参照)
景気回復プログラム	150兆ルピア	クレジットリストラクチャリング、中小企業融資、その他の事業（ビジネス目的100億ルピア以下の融資の金融緩和。銀行、ノンバンクによる融資が対象。利子は引下げられ、返済は1年まで延長される。)

政府によって発表されたその他の主な非財政政策

- 農水産業分野を含む、749のHSコード物品に対する輸入制限を撤廃し、健康証明書、V-Legal文書の提出も不要とする。
- 鉄鋼、合金を含む原材料、砂糖を含むいくつかの食品に対する輸入手続を簡略化する。政府は、動物、薬品、食料輸入に関する規制も緩和される。
- 原産国または仕出港での調査官の報告書手続を免除することによる医療器具、個人用防護具の輸入促進。同手続緩和は2020年6月末まで適用される。
- 消毒剤、個人用防護具、マスク等の一時的輸出禁止は2020年6月末までとする。
- 優良貿易業者には輸出入プロセスが迅速に行われるようになる。
- 全国物流工コシシステムの改善。
- 十分な供給確保及び食料価格安定のために輸入勧告の発行が迅速化される。
- すべての大臣、知事、摂政、市長に対して、州予算や地域予算の中で優先度の低い支出計画を見直し、COVID-19の処理を迅速化するために、健康問題と経済問題の両方に関連して、活動の再集中と予算の再配分を行うことを要請。
- 政府には、国の景気回復プログラムの一環として国家資本を注入する権限が与えられる。

銀行、金融部門（OJK規則No.11/POJK.03/2020）

- 一部の中小企業、非正規労働者の債務返済が1年間猶予される。
- 債務者の返済能力に応じて、貸付上限または返済期間の一部緩和を行う。（中小企業、非中小企業共に適用可能）

これらの緩和策は、2021年3月31日まで適用可能。



インドネシア (2/3)

経済政策 (つづき)

インドネシア中央銀行による主な金融政策

- 中銀の7日物リバースレポ金利を25 bp下げて4.50%にする。中銀預金金利は25 bp下げて3.75%にする。ファシリティ金利は25 bp下げて5.25%にする。(発表時レート)
- 通貨の基本的な価値と市場メカニズムに沿ってルピアの為替レートの安定させるため、市場介入を強化する(市場での政府債券の購入を含む)。
- 2020年3月20日から、政府債券レポ期間を12カ月に延長し、銀行業界におけるルピアの流動性を緩和するため日々の入札機会を提供する。
- 2020年3月19日から、適切な流動性を確保するために、1カ月、3カ月、6カ月、12カ月のFXスワップオークションを週3回から毎日に増やす。
- 中央銀行に対する外貨預金準備要件の引下げの結果生じた外貨資金を、各銀行が国内で流通させるように働きかけ、また国内市場での外貨流動性の管理を高めるため、外貨定期預金を強化させる。
- 2020年4月1日から、中小企業およびその他の優先セクターへの融資を含み、輸出入取引に関する融資を行っている金融機関等に対し、ルピア準備に係るインセンティブを拡大する。
- 海外の投資家が国内外のカストディアン銀行を通じてインドネシアでの投資活動ができることを再確認する。
- 新型コロナウイルス軽減のための支払いシステム方針強化
 - ✓ 資金流通等に適した衛生的な通貨の提供。国民にキャッシュレス取引を優先するよう要請。
 - ✓ 2020年4月1日から2020年12月31日まで金融機関から中央銀行への国家決済システム(SKNBI)のコストを削減することにより、現金以外の決済手段の使用を奨励する。
 - ✓ 政府プログラムに対する非現金払いを奨励する。

パンデミック債の発行

- 政府は、特定の目的として、新型コロナウイルスの流行に対処するために、国債またはシャリアソブリン債を発行する権限を有する。(この債券は、中央銀行、国営企業、企業投資家、および/または個人投資家による購入を見込む。) 国債発行による資金は、国家経済の回復に使用され、COVID-19危機下の、国家財政管理の持続可能性の確保、預金保険公社(LPS)への貸付と資本注入、銀行再建のための融資も含まれる。
- 4月7日、インドネシア政府は、COVID-19対応として総額43億米ドルのパンデミック債を発行した。

政府機関が特別に行使できる権限

インドネシア中央銀行

- シャリア短期流動性ローン、またはシステムミック銀行、非システムミック銀行への融資を行う権限。
- 流動性の問題に直面しているが、シャリア短期流動性ローンを受ける資格がないシステムミック銀行に特別流動性ローンを実行する権限。
- 市場での長期国債/シャリア証券を購入する権限。
- システムミック銀行または非システムミック銀行の支払い余力を確保するために預金保険公社(LPS)が所有する国債/シャリア証券の売却/レポ取引を行う権限。

預金保険公社(LPS)

- 中央銀行が所有する国債/シャリア証券の売却/レポを行い、債券を発行する等の権限。
- 破綻宣告されたシステムミック銀行の救済に関する決定を行う権限。

金融庁(OJK)

- 金融機関に対して、必要に応じた合併、連結子会社化などコーポレートアクションの実行を促すことができる権限。
- 株式市場の透明性保持の目的において、特定当事者の関連規制の履行義務を免除する権限。

税制措置 – 直接および間接

新型コロナウイルスの大流行により影響を受ける納税者のための税制優遇措置に関する財務大臣規則No.23/PMK.03.2020、および代替政令(Perppu)2020年第1号により制定。

従業員の個人所得税(PPh21)

政府は、下記従業員の2020年4月から9月分個人所得税(PPh21)の費用を負担する。

- 財務大臣規則PMK-23の添付文書Aの表の中で、2018年の法人所得税申告(CITR)に記載された事業分類がある事業主から給与を受ける者。または、輸出目的の輸入便宜を付与された会社の事業主から給与を受ける者。
- 納税者番号を持つ者。
- かつ、2億ルピアを超えない年収がある者。

輸入時前払法人所得税(PPh22)

輸入時前払法人所得税(PPh22)は、下記の会社が免除される。

- 財務大臣規則PMK-23の添付文書Fの表の中で、2018年の法人所得税確定申告(CITR)に記載された事業分類に当てはまる会社。
- 輸出目的の輸入便宜を付与された会社。
- 免税措置は、免税書類の発行日から2020年9月30日まで有効。



インドネシア (3/3)

税制措置 – 直接および間接 (つづき)

法人所得税

- 2020年度および2021年度の法人所得税率は25%から22%に、2022年度以降は20%に引き下げられる。
- 40%以上の株式を公開している上場企業には、さらに3%の引き下げが適用される。

付加価値税 (VAT)

政府は自動的に次の納税者を低リスクとみなし、事前VAT還付を提供する。

- 財務大臣規則PMK-23の添付文書Fの表の中で、2018年の法人所得税申告 (CITR) に記載された事業分類に当てはまる会社 (例えば、紡績業、基礎鉄鋼業、4輪以上の自動車・部品産業、2輪・3輪バイク・部品産業等一定の事業分類コードを有する会社)
- 輸出目的の輸入便宜を付与された会社。
- これらの納税者が利用できる事前VAT還付額は、10億ルピアから50億ルピアに引き上げられた。
- この便宜は、遅くとも2020年10月31日までに提出された、会計期間が2020年4月から2020年9月までのVAT還付 (修正を含む) に対して有効。

個人所得税の確定申告と支払い

2020年3月31日期限の年次納付・申告は、2020年4月30日まで延長が認められる。

電子取引 (eコマース) 関連の税務処理

政府はeコマースプラットフォームを通じて販売される課税対象の無形の商品やサービスに付加価値税 (VAT) を課することができる。また、大きな経済的影響力のある海外の個人やデジタル企業が行うeコマースに対して、法人所得税や電子取引税を課す。

課税権・義務の履行期間の延長

- 異議申立書の提出期限は、最長6カ月延長される。(延長により、提出期間が3カ月から9カ月に延長される。)
- 過払税務査定書、納税不足査定書、異議申立決定書、更正決定通知書の発行は、最長6カ月延長される。

関税に関するインセンティブの提供

関税法1995年第10号第25条 (1) と26条 (1) に基づいて規制された方針の上で、財務大臣は、関税の免除または減税という形で関税便宜を付与する権限を持つ。

雇用関連対策

- 従業員が、新型コロナウイルスに感染の疑いがあり監視下に置かれた (最長14日欠勤)、あるいは実際に新型コロナウイルスに感染と診断されたため欠勤した場合、その従業員は同期間の給与を全額受け取る資格を有する。
- 政府の方針に沿って事業活動の制限を余儀なくされ、全従業員あるいは一部の従業員が欠勤した企業は従業員給与の額や支払い方法を、労使間の合意がある場合に限り変更してもよい。
- 通常の事業活動ができない状態になった企業は、労使間の合意がある場合を除き、停止期間中に従業員に引き続き給与、手当を全額支払わなければならない。

その他の措置

ノンバンク金融機関

- 金融庁 (OJK) への定期報告書提出期限の延長。
- ノンバンク金融業界 (IKNB) 主要グループの適性テストはテレビ会議を通じて実行される。
- 債権のリストラクチャリングの要件緩和。

資本市場

空売り取引の禁止。インデックスが5%下落した場合に取引停止措置。株主総会の決議を伴わない自社株買いの許容。

その他

会社がオンラインを通じて株主総会を実行することを許可。財務諸表の提出期限、資本市場の評価レポート履行期限の緩和。初回入札と公募期間に関連する緩和。

新型コロナウイルスへの対処を加速する大規模な社会的制限 (PSBB)

地域の首長は、学校や職場の閉鎖、大規模な宗教活動の制限、公共施設でのイベントの制限など、感染拡大防止を目的とした社会活動の制限に関連する施策を実行できる。

外務省が下した渡航制限

インドネシアにおける外国人によるすべての到着とトランジットの一時的な禁止。ITAS、長期滞在許可証 (ITAP) の所持者、外交・公用滞在許可の所持者、医療従事者、医療・食料供給従事者、陸運、航運、海運の乗組員である外国人は例外となる。

Sources:

Cabinet secretariat of the republic of Indonesia: <https://setkab.go.id/en/>; Ministry of foreign affairs of the republic of Indonesia: <https://kemlu.go.id/portal/en>; Central Bank of Indonesia: <https://www.bi.go.id/en/Default.aspx>;



Contact Us

**Siddharta Widjaja&Rekan (監査)
Registered Public Accountants
Audit Services**

33rd Floor, Wisma GKBI
28, Jl. Jend. Sudirman
Jakarta 10210, Indonesia
T: +62 (0) 21 574 2333/2888
F: +62 (0) 21 574 1777/2777

尾花 宏
Hiroshi.Obana@kpmg.co.id

井上 優
Masaru.Inoue@kpmg.co.id

伊吹 謙吾
Kengo.Ibuki@kpmg.co.id

古川 勇輔
Yusuke.Furukawa@kpmg.co.id

**KPMG Adv isory Indonesia (税務)
Tax Services**

33rd Floor, Wisma GKBI
28, Jl. Jend. Sudirman
Jakarta 10210, Indonesia
T: +62 (0) 21 570 4888
F: +62 (0) 21 570 5888

三竿 祥之
Yoshiyuki.Misao@kpmg.co.id

尾花 宏
Hiroshi.Obana@kpmg.co.id

足立 陽子
Yoko.Adachi@kpmg.co.id

**KPMG Siddharta Adv isory (アドバイザー)
Adv isory Services**

35th Floor, Wisma GKBI
28, Jl. Jend. Sudirman
Jakarta 10210, Indonesia
T: +62 (0) 21 574 0877
F: +62 (0) 21 574 0313

佐藤 仁一
Jinichi.Sato@kpmg.co.id

上田 暁
Akira.Ueda@kpmg.co.id

home.kpmg/id

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act upon such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2020 Siddharta Widjaja & Rekan – Registered Public Accountants, an Indonesian partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.